

五色浜自治会会則 補則内規

- 第 1 条 五色浜自治会役員会の職務範囲は、総会で承認された事業計画に基づく事業と予算の執行管理であり、災害等緊急を要する場合以外みだりに金員の支出、事業計画の変更はこれを禁じる。
- また、総会の承認決議といえども、目的を定めた積立金(固定資産償却積立金等)は、総会員の3分2以上の承認を得なければその目的以外には使用出来ないものとする。
- 第 2 条 第11条にて定めたる複数役員の役務については 副会長は本会の予算及び総を担当し庶務に支障の無いよう会長を補佐する。理事については1名は地区担として副会長を補佐をし、1名は塵集積所の責任者を衛生委員として行政に届出るものとする。
- 第 3 条 第12条にて定める 役員選考委員会については当年度の役員を以ってこれを構成し、選考規定に基づき総会承認手続きを行う。
- 第 4 条 第24条にて臨時総会の議長は出席会員より選出するとあるが 速やかに立候補者がいる場合、議事の進行上会長がその任にあたるものとする。
- 第 5 条 その他 住環境の保全及び会員共同の利益の為次の事を定める。
1. 公序良俗に反する営業及び他の居住者に迷惑・危害を及ぼす行為並びに騒音・臭気・煙害・振動・電波・景観劣化等によつても同行為を行つてはならない。
なお、本項に抵触しない事業（同一敷地内で会員本人が事業主であるものに限る）を始めようとする者（以下事業主という）の責任として以下を定める。
- (1) 事業主は事業内容について、計画段階で近隣の住民および、土地所有者に個別若しくは説明会において迅速丁寧に説明し、書面による了承を得たうえで、その旨を自治会長に届け出で承認を得ること。
特に貸別荘等不特定の第3者を顧客とする事業の場合は、地域ルールの徹底と1項に示す住環境保全に関する対策を具体的に立案説明すること。
- (2) 事業主は事業の規模に応じた駐車場を確保すること。
- (3) 事業主は営業時間（原則として、午前9時～午後8時）を厳守すること。
- (4) 事業主は事業から発生するゴミは専門の処理業者に委託し、家庭用ゴミと明確に区別して処理すること。

- (5) 事業主は事業に伴い周辺住民から苦情が発生した場合は、直ちに事業を一旦停止し、必要な対策を検討し、当該住民に説明し了解確認を得た上で対策を完了し再開するものとする。
2. 所有する建築物を第3者に貸し出す場合の責任について以下に定める。
- (1) 所有者は貸し出し時に書面等の適切な方法により会則及び、地域ルールを借受人に周知徹底しなければならない。
- (2) 借受人は会則、地域ルールを理解しその内容を遵守しなければならない。
- (3) 借受人の不適切な行為により他の居住者に不利益が発生した場合の責任は所有者が負うものとする。
3. 危険物等引火及び発火の可能性のある物品や衛生上好ましくない(悪臭を発する物) 物品を持ち込んではならない。
4. 河川・水路・湧水等の流水をせきとめたり、水路の変更をしてはならない
また塵芥汚物等を投げ入れる行為もしてはならない。
5. 地域性に鑑み 敷地内に自己利用を前提とした戸建て住居・保養以外を主たる目的とする建築物・工作物を設置する事は共同の利益に反するものとみなし禁止すると共に、建築物の高さについては低層住宅相当のものに限定する。
また空地といえども他人の敷地内に所有者の許可無く立入ること及び 使用する事をしてはならない。
6. 保養とは企業が福利厚生施設として設置したもので 営利目的の会員制保養所並びに障害者・介護・特別養護施設等の保養とは異なり企業が使用目的を明確にし、使用規準を定め本会に届け出た施設をいうものである。、
7. 道路その他・公共・公益的な施設・諸設備等を損傷損壊する事及び恒常に駐車場として占有すること、その敷地内及び他人の敷地内に塵芥及び類似する雑物を意図的に遺棄し放置する事をしてはならない。
8. 保有するペット等については動物愛護法他関連法規を遵守し、鳴き声による騒音発生防止、排泄物の適切な処理他周辺住民に迷惑を与えないよう格別の注意を払い管理保護すること、また放置犬猫に対する餌やりは厳に慎むこと。
9. 生活ゴミの処理については洲本市指定の回収料金払い込み済みの袋に入れ指定場所に出す事、不燃ゴミ、リサイクルゴミについては洲本市の定める分別方法に従い自治会館前のエコステーションに出すこと、また大型ゴミは域内に放置せず洲本市の定めに基づき市に回収依頼し処分するか、持ち帰る事を各所有者が自らはもちろんの事、来訪者にも伝達しその責任を持つ事。
10. 3項に定めた危険物には手持ち花火以外も含まれるもので当地域内では使用しない事、手持ち花火は使用後ゴミと見なされる物で消火等後始末は責任をもって行う事。
また家庭ごみの焼却については法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で定められる通り厳禁とする。

- 1.1. 各戸には必ず合併処理浄化槽を設置する事また未設置の場合それに起因するいかなる損害に対しても賠償の責に任じその責任から逃れる事は出来ないものとする。

附 則

- 1, 自治会会則補足内規の改定について平成 21 年 2 月 1 日に施行する。
- 2, 積立金の目的外使用要件及び慶弔に関する条文追加等に関し、平成 22 年 3 月 21 日の総会にて承認されたので、即日施行する。
- 3, 水道利用申請取次の廃止、理事選任人数の変更に関し、平成 25 年 3 月 25 日の総会にて承認されたので、即日施行する。
- 4, 事業主の責務追加に関し、平成 28 年 3 月 13 日の総会にて承認されたので、即日施行する。
- 5, 役員数の削減及び役割に関する見直し及び慶弔に関する定めの削除に関し平成 30 年 3 月 25 日の通常総会で承認されたので、一部改定し即日施行する。
- 6, 施設の貸し出し時の責務、建物高さ制限、ペットの管理の規定追加等に関し令和 4 年 3 月 27 日の通常総会にて承認されたので即日施行する。
- 7, 既に規定されている事業活動の条件について、地域の環境を保全する観点に関し令和 6 年 3 月 24 日の通常総会で承認されたので、一部改定・新規追加し即日施行する。